

天草市人権教育・啓発
基本計画(素案)への意見募集

「天草市人権教育・啓発基本計画(素案)」について、ご意見を募集しています。

なお、この素案は本庁・男女共同参画室または本庁(別館)・社会教育課、各支所・総務振興課のほか、市のホームページでも見ることができます。

▼募集期間 9月15日(水)まで。

▼提出方法 2 2 意見をまとめたもの(様式は自由)に、住所・氏名を記入し、本庁・男女共同参画室へ提出してください。

【郵送・持参】〒863-1863 1 市内東浜町8番1号(郵送の場合は住所記載不要) 天草市役所・男女共同参画室

【FAX】243501

【電子メール】danjokyodo@city.amakusa.lg.jp

※詳細は、本庁・男女共同参画室(内線1317)へお尋ねください。

選挙人名簿を
縦覧できます

9月1日現在で、新たに選挙人名簿に登録した人の名簿を縦覧できます。

なお、この名簿の登録に異議がある人は、縦覧期間内に本庁・選挙管理委員会事務局へ申し出ることができます。

▼対象 2 次のいずれにも該当する人 1 9月1日現在で満20歳以上の人 2 6月1日までに本市で住民票が作成された人で、引き続き市内に住所がある人。

▼期間 9月3日(金)から同7日(水)まで。

▼ところ 2 本庁・選挙管理委員会事務局。

※詳細は本庁・選挙管理委員会事務局(内線1162)へお尋ねください。

市有地を公売します！

市有地 ①旧倉岳母子健康センター跡地 ②新和町小宮地(市有地)を公売します。

▼公売物件・最低価格 ①所在地：倉岳町棚底字八龍1

乳幼児医療費助成の支給対象年齢を拡大します

10月診療分から子どもの疾病の早期治療を促進し、子育て支援の充実を図るため、助成の対象を6歳(小学校就学前)までの乳幼児から、9歳(小学3年生)までの子どもに拡大します。

今回、新たに対象となる小学1年から3年生までの子どものいる家庭の世帯主へ、8月中旬に申請書を郵送していますので、9月16日(水)までに本庁・保険年金課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課へ提出してください。期限を過ぎた場合は、受給者証の発送が10月以降になります。

●新たに対象となる子ども

小学1年から3年生まで(平成13年4月2日から同16年4月1日生まれ)の人。

■手続きに必要なもの

- ①8月中旬に郵送した申請書。
- ②子どもの健康保険証。
- ③同保険証の被保険者の預貯金通帳。

●小学校就学前の子ども

手続きの必要はありません。新しい受給者証を送付しますので、届いたら古い受給者証は処分してください。

なお、受給者証の内容に変更(住所、健康保険、保護者)がある場合は、早めに届け出を行ってください。

●医療費の助成範囲は？

保険診療による医療費の一部負担金を助成します。

ただし、高額療養費、家族療養附加給付金が支給される場合は、これを控除した額を助成することになります。

また、ほかの制度において医療費の一部負担金の助成対象となっている場合は、子ども医療費の助成対象から外れることがあります。

なお、次は助成の対象になりません。

①保険診療以外の医療費(入院したときの室料の差額、おむつ代、薬の容器代、検診代、予防接種代など)。

種代など)。

②入院時の食事代(標準負担額)。

③交通事故などにより、第三者から賠償として支払われる医療費。

●医療機関にかかるときは？

■加入の健康保険に附加給付がない場合(白色の受給者証を持つ場合)

市内の医療機関では、保険証と受給者証を提示すると、保険診療による医療費の一部負担金が無料になります。

ただし、次の場合で一部負担金を支払ったときは、診療を受けた月の翌月から1年以内に、領収証(レセプト総点数と一部負担額が記載されているもの)と受給者証を持って、市役所本庁または各支所で申請を行ってください。

①市外の医療機関で受診した場合。

②1カ月にひとつの医療機関で入院・通院別で一部負担金が35,400円以上の場合。

■加入の健康保険に附加給付がある場合(ピンク色の受給者証を持つ場合)

医療機関の窓口で保険診療による医療費の一部負担金を支払ったときは、診療を受けた月の翌月から1年以内に、領収証(レセプト総点数と一部負担額が記載されているもの)と受給者証を持って、市役所本庁または各支所で申請を行ってください。

【問い合わせ先】本庁・保険年金課医療係(内線1134・1135)

不法投棄対策事業に取り組みます!!

廃棄物の不法投棄は、宝島天草の生活環境と良好な自然景観を損なう要因となっており、これまでも県などの関係機関と連携した不法投棄防止対策に取り組んでいますが、不法投棄は後を絶たない状況にあります。このため、市では不法投棄の現状を把握し、継続的な不法投棄防止対策の構築を計画しているところです。今回実施する調査は、市全域の車両通行が可能な市道、林道、農道沿いの道路敷地や景観地域など広範囲にわたることから、市民の皆さんのご協力を得ながら進めたいと考えています。

身近なところで、環境汚染などが心配される不法投棄箇所の情報がありましたら、本庁・環境課または牛深支所・環境課(牛深クリーンセンター内)、その他の支所・市民生活課へご連絡ください。

【問い合わせ先】

本庁・環境課廃棄物対策係(内線1273)

「家族介護教室」に参加しませんか

市では、介護のしかたなどについて学ぶ「家族介護教室」を開催します。

なお、10月以降の予定は、改めてお知らせします。

▶対象 2 市内在住の高齢者などを在宅で介護している家族や地域の人。

▶日程など 2 下表のとおり。

◆家族介護教室日程など

開催日	時 間	場 所	定 員	内 容	申込締切日	申し込み・問い合わせ先
9月 2 日(水)	10:00~12:00	有明老人福祉センター(有明町)	30人	●在宅介護の環境づくりと専門職による食事のケアについて	9月 1 日(水)	市社会福祉協議会 有明支所 ☎③0110
9月 9 日(水)	10:30~13:00	特別養護老人ホーム 梅寿荘(栖本町)	15人	●家庭でもできる介護食について…講義・調理実習	9月 6 日(月)	特別養護老人ホーム 梅寿荘 ☎⑥2132
9月11日(金)	9:00~12:30	さわやかランド5階会議室(東町)	200人	●『手術で治せる認知症』講義 ●介護保険制度について など	9月 9 日(水)	介護老人保健施設 さわやかランド ☎②2111
9月16日(水)	13:30~15:30	牛深老人福祉センター(牛深町)	30人	●基本的な介護技術の習得(身体の清潔、着脱介助の方法)について	9月 9 日(水)	市社会福祉協議会 牛深支所 ☎②2904
9月23日(水)	13:00~15:00	特別養護老人ホーム 慈晃園(佐伊津町)	15人	●認知症について ●介護者のための腰痛予防	9月15日(水)	特別養護老人ホーム 慈晃園 ☎③6610
9月28日(月)	13:30~15:30	倉岳老人福祉センター(倉岳町)	30人	●栄養指導、口腔ケアなどの講義	9月17日(金)	市社会福祉協議会 倉岳支所 ☎④3895



▶参加料 2 無料。

▶申込方法 2 電話で各施設(下表参照)へお申し込みください。※ただし、先着順。

※内容の詳細や送迎の有無については、各施設へお尋ねください。